

II-3 こども相談課

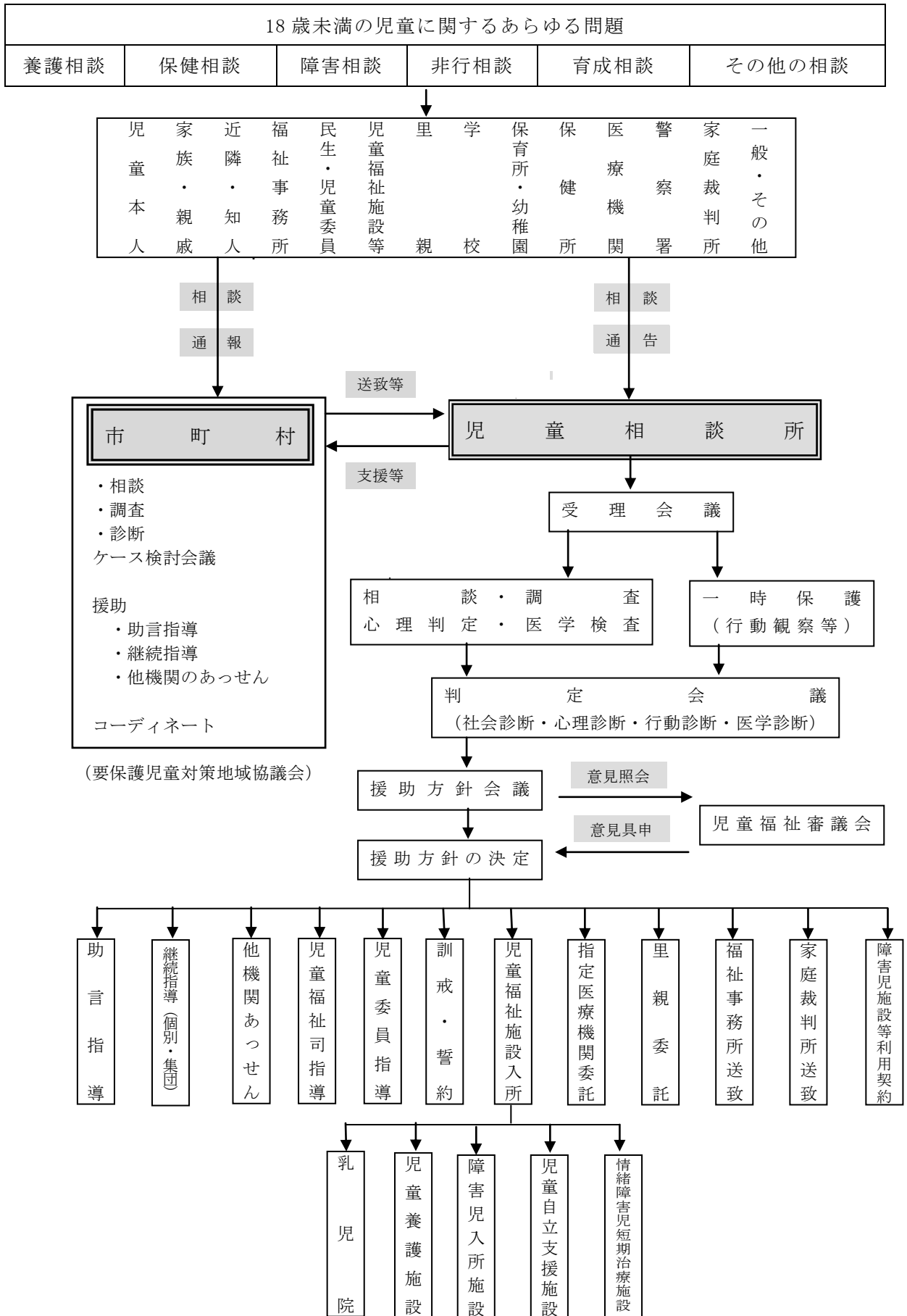
〈相談業務等〉

1 相談業務

(1) 相談の種類と主な内容

養 護 相 談	父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。	
保 健 相 談	虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。	
障 害 相 談	肢 体 不 自 由 相 談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視 聴 覚 障 害 相 談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	言 語 発 達 障 害 等 相 談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞、学習障害や注意欠陥多動性障害等発達障害を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は、それぞれのところに入れる。
	重 症 心 身 障 害 相 談	重症心身障害児（者）に関する相談。
	知 的 障 害 相 談	知的障害児に関する相談。
	発 達 障 害 相 談	自閉症・アスペルガー症候群・その他広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害の児童に関する相談。
非 行 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	触 法 行 為 等 相 談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育 成 相 談	性 格 行 動 相 談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	不 登 校 相 談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに入力する。
	適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育 児 ・ し つ け 相 談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
そ の 他 の 相 談	上記のいずれにも該当しない相談。	

(2) 業務の流れ



(3) 相談の状況

ア 種類別受付数

種類別受付数は表1のとおりです。

平成26年度は、総件数277件で、平成25年度からやや増加しました。

相談内容については、障害相談が129件で全体の46.4%を占め、次に養護相談が98件(35.4%)、育成相談が26件(9.5%)となっています。

表1 相談種類別受付数

種別 年度	養護	保健	障 害							非 行			育 成				そ の 他	計	
			肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	小 計	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	小 計	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し っ け			小 計
24	73		6		8	1	83		98	6	1	7	19	2			21	29	228
(%)	32.0		2.7		3.5	0.4	36.4		43.0	2.7	0.4	3.1	8.3	0.9			9.2	12.7	100
25	106		8			1	96		105	4	6	10	17	4		3	24	12	257
(%)	41.2		3.1			0.4	37.4		40.9	1.6	2.3	3.9	6.6	1.6		1.1	9.3	4.7	100
26	98	1	8		7		108	6	129	1	1	2	19	5	1	1	26	21	277
(%)	35.4	0.4	2.8		2.5		39.0	2.1	46.4	0.4	0.4	0.8	6.9	1.8	0.4	0.4	9.5	7.5	100

イ 経路別受付数

経路別の受付数は表2のとおりです。

家族・親戚からの相談が134件(48.4%)と一番多く、次に警察からの相談が43件(15.5%)、都道府県・市町村が42件(15.2%)、児童本人が15件(5.4%)となっています。

表2 経路別児童受付数

経路 年度	都道府県・市町村			児童福祉施設・指定医療機関	児童家庭支援センター	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健所及び医療機関		学校等		里 親	児 童 委 員 仲 介	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
	福 祉 事 務 所	児 童 委 員	そ の 他					保 健 所	医 療 機 関	学 校 ・ 幼 稚 園	教 育 委 員 会 等							
24	6		42	16		22			8	1	6		109	1	16	1	228	
(%)	2.7		18.4	7.0		9.7			3.5	0.4	2.7		47.8	0.4	7.0	0.4	100	
25	8		33	18		39			15	1			106	23	10	4	257	
(%)	3.1		12.8	7.0		15.2			5.8	0.4			41.3	8.9	3.9	1.6	100	
26	13		29	14		43			13		2		134	7	15	7	277	
(%)	4.7		10.5	5.1		15.5			4.7		0.7		48.4	2.5	5.4	2.5	100	

ウ 相談種類別受付数（市町村別）

市町村別の受付数は表3のとおりです。

むつ市が206件と全体の74.4%を占め、次に管外・不明が28件（10.1%）、大間町が20件（7.2%）となっています。

表3 相談種類別受付数

種別 市町村別	養 護	保 健	障 害						非 行			育 成				そ の 他	計		
			肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	小 計	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	小 計	性 格 行 動	不 登 校	適 性			育 児 ・ し っ け	小 計
むつ市	81	1	7		6		73	2	80	1	1	2	18	2	1		21	13	206
大間町	6						11	2	8				1				1		20
東通村	1				1		12		10									2	16
風間浦村							5		4										5
佐井村			1				1		1										2
管外・不明	10						6	2	2					3		1	1	6	28
合 計	98	1	8		7		108	6	105	1	1	2	19	5	1	1	26	21	277

エ 相談の対応件数

相談の対応件数は表4のとおりです。

助言指導が197件と全体の72.2%を占めています。措置によらずに通所や家庭訪問等により継続的な関わりをする継続指導が10件(3.7%)、また児童福祉施設への措置入所が5件(18.3%)となっています。

表4 相談種類別対応件数

種別	対 応	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導委託	福祉事務所送致	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児施設への利用契約	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あつせん						入所	通所						
	養 護	83	7	1						2			3			1	97
	保 健			1													1
障 害	肢体不自由														4	4	8
	視聴覚障害																
	言語発達障害等	6															6
	重症心身障害																
	知的障害	58													13	34	105
	発達障害	6															6
	小 計	70								2					17	38	125
非 行	ぐ犯行為等	1															1
	触法行為等	3															3
	小 計	4															4
育 成	性格行動	12	3							3							18
	不登校	5															5
	適性	1															1
	育児・しつけ	1															1
	小 計	19	3							3							25
	そ の 他	21															21
	計	197	10	2						5			3		17	39	273

オ 相談の内容について

(ア) 養護相談

養護相談に至った理由及び対応内容については、表5のとおりです。
相談の主な理由は、ほぼ家族環境（虐待、経済的理由、就労等）から生じた問題で占められており、家族環境のうち6割以上が虐待相談となっています。

表5 養護相談の理由別対応件数

理由別 対 応	棄 児	(失 踪 を 含 む) 家 出	死 亡	離 婚	(入 院 を 含 む) 傷 病	家族環境			そ の 他	計
						虐 待	そ の 他	小 計		
児童福祉施設入所						2		2		2
里 親							3	3		3
面 接 指 導						61	28	89	1	90
そ の 他							1	1	1	2
計						63	32	95	2	97
(%)						(64.9)	(33.0)	(97.9)	(2.1)	(100)

(イ) 虐待相談

虐待相談は相談種別では養護相談に区分されます。
虐待相談対応件数は表6のとおりです。平成24年度に45件とやや減少したものの、平成25年度は80件、平成26年度は60件と再び増加しています。
虐待の内容は表7のとおりです。心理的虐待が32件と55.3%を占めています。
また、被虐待児童の年齢別では、「小学生」が21件（35.0%）と最も多くを占めています。
通告経路、虐待者、対応状況については、それぞれ表8、表9、表10のとおりです。

表6 虐待相談対応件数

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
むつ	19	60	50	53	45	80	60
県計	445	475	692	698	842	822	834

表7 虐待の種別及び被虐待児童の年齢別内訳

区 分		身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)		計	
24年度	0～3歳未満	4				4		6		14	
	3～学齢前児童			3		4		3		10	
	小学生	4				6		2		12	
	中学生	2				3		3		8	
	高校生・その他	1								1	
	計	11		3		17		14		45	
25年度	0～3歳未満	2				10		3		15	
	3～学齢前児童	5				8		6		19	
	小学生	8	(1)			15		6		29	(1)
	中学生	1				8		1		10	
	高校生・その他	3				4				7	
	計	19	(1)			45		16		80	(1)
26年度	0～3歳未満					6				6	
	3～学齢前児童	4				8		2		14	
	小学生	6	(1)			12		3		21	(1)
	中学生	5		1		4		2		12	
	高校生・その他	3				2		2		7	
	計	18	(1)	1		32		9		60	(1)

注 ()内は電話相談再掲です。

表8 通告経路

区 分	家 族	親 戚	近 隣・知 人	児 童 本 人	福 祉 事 務 所	児 童 委 員	保 健 所	医 療 機 関	児 童 福 祉 施 設 等	警 察 等	学 校 等	市 町 村	子 育 て メ イ ト	そ の 他	(虐待者本人再掲)	計
24年度	5		1	1	1					21	3	9		4	1	45
25年度	4	8	18		2					30	9			9	(1)	80 (1)
26年度	2	1	6		4					36	5	2		4		60 (1)

注 ()内は電話相談再掲です。

表9 虐待者について

区分	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	祖父	祖母	兄弟	義兄弟	親戚	その他	不詳	両親（再掲）	計
24年度	16	5	15	6						3			45
25年度	38	11 (1)	26	1						4			80 (1)
26年度	26	5 (1)	24		1					4			60 (1)

注（）内は電話相談再掲です。

表10 対応状況

区分	助言指導	継続指導	他機関あっせん	児童福祉司指導	児童福祉施設入所	里親委託	その他	計
24年度	26			17	2			45
25年度	68 (1)			10	1		1	80
26年度	55 (1)	3			2			60 (1)

注（）内は電話相談再掲です。

（ウ）里親制度について

里親は、児童を一時的又は継続的に自分の家庭内に預かって養育することを希望される方であって、都道府県知事が適当と認定した方です。

里親制度は、家庭的環境に恵まれない児童を個人の家庭に預け、その温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育てようとする制度です。

平成21年4月から里親制度が改正され、現在は「養子縁組希望里親」、「養育里親」、「親族里親」、「専門里親」の4種類があります。

管内の委託状況は表11のとおりです。

表11 里親・里子の状況

(平成27年4月1日現在)

登録里親数	委託里親		委託里子数
	実数	委託率(%)	
7	2	28.6	2

(参考)

- 養子縁組希望里親～養子縁組によって養親となることを希望する里親
- 養育里親～実親が育てられるようになるまで、あるいは子どもが社会的に自立できるようになるまで育てる里親
- 親族里親～両親等が死亡、行方不明等により、その子どもの三親等以内の親族が養育する里親
- 専門里親～虐待を受けた経験等がある子どもで、家庭的な援助を必要とする子どもを養育する里親

(エ) 障害相談

障害相談は相談全体に占める割合が最も大きく、46.6%を占めています。障害相談の内訳は表 12 のとおりで、知的障害が全体の 83.7%、肢体不自由が 6.2%を占めています。

表 12 障害相談受付件数

障 害						
肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	計
8		7		108	6	129

(オ) 非行相談

非行相談の状況は表 13、表 14 のとおりです。平成 23 年度以降は 10 件前後で推移していましたが、平成 26 年度は 2 件と大幅に減少しました。

表 13 非行相談受付件数

20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
7	14	18	11	8	10	2

表 14 非行相談の理由別対応件数

理由別 対応	ぐ犯行為等相談									触法行為等相談				計	
	暴力	虚言癖	浪費癖	家出・浮浪	自家金銭持出	シンナー等吸引	性的逸脱	その他	小計	窃盗	傷害・恐喝	放火・弄火	その他		小計
児童福祉施設入所															
面接指導				1					1	1				1	2
その他															
計				1					1	1				1	2

(カ) 不登校相談

不登校相談の状況は表 15 のとおりです。平成 20 年度以降は、おおむね 5 件前後で推移しています。

表 15 不登校相談受付件数

20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
4	4	6	6	2	4	4

2 判定業務

判定・診断指導件数の推移については表 16 のとおりです。

相談別判定件数は表 17 のとおりです。障害に関する判定が 73 件で 81.1% を占めています。医学的・心理学的検査状況については、表 18 のとおりです。

表 16 判定件数等の推移

区 分 \ 年 度	平成 20 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
判定件数	217	104	166	126	90	116	90
医学的診断指導件数	43	48	54	57	41	59	45
心理診断指導件数	754	701	808	641	493	448	448

表 17 相談別判定件数

養 護	保 健	障 害						非 行			育 成					そ の 他	計	
		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	小 計	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	小 計	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し つ け			小 計
22				1		50		73	1	3	4	11	2			13		90

表 18 医学的・心理学的検査状況

対 象 者	検 査	医学的診断指導				心理診断指導					計
		診 察 ・ 指 導	医 学 的 検 査	そ の 他	計	知 能 検 査	発 達 検 査	人 格 検 査	そ の 他 の 検 査	面 接 ・ 観 察 ・ 指 導	
児 童		21			21	60	39	31	4	128	262
保 護 者		22			22					131	131
そ の 他		2			2					165	165
計		45			45	60	39	31	4	424	558

表 19 判定書（証明書）の交付状況

特別児童 扶養手当	愛護手帳	障害児保育 意見書	そ の 他 (福祉手当・障 害証明書)	計
10	49		6	65

表 20 心理療法・カウンセリングの状況

実施者 対象者	心理療法・カウンセリングの状況				計
	医 師	児 童 心 理 司 等	児 童 福 祉 司 等	そ の 他 の 所 員	
児 童		77	74		151
保 護 者		69	204		273
そ の 他		142	164		306
計		288	442		730

表 21 心理療法・カウンセリングの件数等の推移（医師を除く）

種 別 年 度	平 成 22 年 度	平 成 23 年 度	平 成 24 年 度	平 成 25 年 度	平 成 26 年 度
児童心理司等	233	326	223	223	288
児童福祉司等	744	590	767	400	442
その他の所員					

※件数は延べ件数です。

3 一時保護業務

一時保護の状況については表 22、表 23 のとおりです。

平成 26 年度に一時保護（一時保護委託を含む。）した児童の実人員の総数は 5 人（延べ人員 120 人）で、そのうち中央児童相談所一時保護所での一時保護は 3 人（延べ 115 人）、児童福祉施設や里親への一時保護委託が 2 人（延べ 5 人）となっています。

相談種類別では養護相談の実人員が 3 人（延べ人員 115 人）、育成その他の相談が 2 人（延べ人員 38 人）となっています。

表 22 一時保護の状況

区 分	保護の内容	実人員	延べ人員
24 年度	中央児童相談所の一時保護	9	285
	所 内 保 護		
	保 護 委 託	5	43
	小 計	14	328
25 年度	中央児童相談所の一時保護	4	157
	所 内 保 護		
	保 護 委 託	7	56
	小 計	11	213
26 年度	中央児童相談所の一時保護	3	115
	所 内 保 護		
	保 護 委 託	2	5
	小 計	5	120

※ 所内保護は、むつ児童相談所内等において直接行った一時保護です。

表 23 相談種類別一時保護児童数

区 分	相 談 種 別	実人員	延べ人員
24 年度	養 護	6	120
	保 健		
	障 害		
	非 行	5	147
	育 成 其 他	3	61
	小 計	14	328
25 年度	養 護	9	148
	保 健		
	障 害		
	非 行		
	育 成 其 他	2	65
	小 計	11	213
26 年度	養 護	3	82
	保 健		
	障 害		
	非 行		
	育 成 其 他	2	38
	小 計	5	120

〈各種支援業務〉

1 子ども虐待防止対策

(1) 子ども虐待ホットライン

児童虐待の防止と早期発見・早期対応を図ることを目的として、虐待に関する通告・通報を受ける専用電話（ホットライン・フリーダイヤル 0120-72-6552）を設置しており、平成 26 度は 3 件でした。

(2) 被虐待児フォローアップ事業

不適切な家庭環境のもとで養育され、日常生活場面で様々な不適応行動を起している児童に対し、治療的援助や、養育環境の整備を行うことを目標に事業を実施しています。

2 市町村支援

従来、全ての児童相談については児童相談所が対応することとされてきました。その後、児童虐待相談の急増や、育児をめぐる相談ニーズの多様化などの社会情勢の変化を受けて、平成 17 年 4 月に児童福祉法が改正されました。

そこでは市町村の業務として児童家庭相談を受けることが明記され、児童相談所の役割は専門的な支援が必要なケースへの対応と、市町村に対する後方支援に重点化されました。

こども相談課（児童相談所）では、市町村からの相談や情報提供に対し、技術的助言や支援を随時行いました。